



一般社団法人日本フードサービス協会

JFニュースレター 2021.1.6

新型コロナウイルス関連情報 NO.42

首都圏4都県における飲食店への営業時間短縮等の要請について

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 赤塚 保正

明日(1月7日)、政府より発出が予定される「緊急事態宣言」に先立ち、首都4都県が飲食店への営業自粛要請が行なわれます。現時点での報道・知事の記者会見等を踏まえた対応を以下表に整理しましたので、お知らせ致します。

首都圏4都県の飲食店に対する営業時間短縮要請(予定)

	要請期間	対象地域	対象店舗	要請時間	
				営業時間	酒類の提供
埼玉県	12/4(金)～1/7(木)	さいたま市大宮区、川口市、	酒類を提供する飲食店	5時～22時	
	1/8(金)～1/11(月)	越谷市	やカラオケ店	5時～20時	19時まで
	1/12(月)～1/31(日)	県内全域	全ての飲食店		
千葉県	12/2(水)～1/7(木)	12/2から東葛地域11市、	酒類を提供する飲食店	5時～22時	
	1/8(金)～1/11(月)	12/23から千葉市		5時～20時	19時まで
	1/12(月)～1/31(日)	県内全域	全ての飲食店		
東京都	12/2(水)～1/7(木)	都内全域(島しょ部を除く)	酒類を提供する飲食店	5時～22時	
	1/8(金)～1/11(月)			5時～20時	19時まで
	1/12(月)～1/31(日)		全ての飲食店		
神奈川県	12/2(水)～1/7(木)	横浜市と川崎市	酒類を提供する飲食店	5時～22時	
	1/8(金)～1/11(月)		やカラオケ店	5時～20時	19時まで
	1/12(月)～1/31(日)	県内全域	全ての飲食店		

テイクアウトデリバリーの扱い(1月6日 16時現在)

20時以降のテイクアウトデリバリーの営業について

埼玉県	可 能
千葉県	可 能
東京都	※1/6現在、正式な発表はありませんが、協会は他県と同じ対応を要請しています。
神奈川県	可 能

※ なお、協力金の支給については確認中です。本件については、JFと食の安全・安心財団が連携して情報の収集に努めています。

※ お問い合わせはJF事務局：田村(03-5403-1060)、財団事務局：中村(03-5403-1064)にお願いします。

■ 新型コロナウイルスに関する情報は、協会のホームページにも掲載しています。 <http://www.jfnet.or.jp/>